

## 所得税関係

# 国外居住親族に係る 扶養控除等の適用

### 1 はじめに

会社が外国人を正社員として雇用している場合には、通常、居住者として所得税が課税されることになり、日本人と同様に給料に対する源泉徴収や年末調整が必要になる。その際、その外国人従業員に国外居住の扶養親族等がおり扶養控除等の適用を受けるときは、会社は一定の書類の提出を求める必要がある。また、令和5年1月から扶養控除の対象になる国外居住親族の範囲に改正が入っている（令和2年度税制改正）。そこで、会社が居住者である外国人を雇用している場合を前提として、制度の再確認をしておきたい。

### 2 制度の概要

外国人従業員に非居住者である親族（以下「国外居住親族」という。）がおり、給与等の源泉徴収及び年末調整において扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」という。）の適用を受けるときは、会社は、その外国人従業員に対して、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示を求める必要がある。

#### (1) 親族関係書類

外国政府等が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）で、国外居住親族が外国人従業員の親族であることを証するものをいう（所法194④、所令316の2②、所則

73の2②、47の2⑤）。なお、会社は、原本の提出又は提示を求める必要がある。

#### (2) 送金関係書類

金融機関やクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、外国人従業員がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいう（所法194⑥、所令316の2③、所則73の2②、47の2⑥）。なお、会社は、原則として全ての「送金関係書類」の提出又は提示を求める必要がある。ただし、その送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載をした明細書及びその年最初と最後に送金等した際の「送金関係書類」のみの提出又は提示を求めることも認められている。

### 3 「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出等の時期

会社は、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受ける際（その年の最初の給与の支給時まで）に「親族関係書類」の提出等を求める。そして、年末調整の際に「送金関係書類」の提出等を求め、その年の送金額を「給与所得者の扶養控除等申告書」に追記することになる。

### 4 改正の内容（令和5年1月以降）

令和2年度税制改正により、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の

いずれかに該当する者に限られることになった（新所法2三十四の二）。

- ① 年齢16歳以上30歳未満の者及び70歳以上の者
- ② 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、障害者又はその外国人従業員からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

なお、「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出等に関しての改正はないが、特に②の場合の「送金関係書類」では、その年の支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする必要がある点には留意が必要である。

### 5 おわりに

本制度の趣旨は、国外の多数の親族について扶養控除等を適用しているにもかかわらず、その適用可否の十分な確認ができていなかった点を是正することである。令和2年度税制改正の趣旨は、一定の国外源泉所得を有する国外の親族を、扶養控除の対象から外すことである。そのため、多くの書類の提出等を求める必要があり、会社にとっては面倒な手続きではあるが、適正な課税の実現のためにはやむを得ない。外国人従業員がいる会社の場合には国税庁のQ&Aなどを利用して情報を共有しておきたいところである。

右山研究グループ  
税理士 矢野 重明